

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成21年2月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 一関市
- 2 事業の種類 本寺地区体験交流施設(仮称)整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 岩手県一関市巖美町字駒形地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号要件への適合性

申請に係る事業は、一関市が策定した骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画に基づく施設の整備であり、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設」に該当する。

従って、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件への適合性

本件事業の起業者である一関市は、骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画に基づく本件施設の設置者である。このことから本件事業を実施する権能を有していると認められる。

また、既に本件事業に係る予算措置を講じている。

従って、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件への適合性

ア 得られる公共の利益

骨寺村荘園遺跡が存在する本寺地区は、奥州藤原氏の荘園が良好に保存された遺跡であることから、平成17年3月に国の史跡指定を、さらに平成18年7月には、国内で二番目となる重要文化的景観の選定を受けた。重要文化的景観とは、地域における人々の生活又は生業及び風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業のため欠くことのできないものうち特に重要なものとして文化財保護法第134条に規定されている。

骨寺村荘園遺跡は、地域の人々が、農業を営みながらこの地域特有の伝統文化を守り伝えてきたことにより保存されてきたものである。

しかし、本地域においても国内の多くの農村と同様に少子高齢化や若者の流出による後継者不足などから、これまで傳承されてきたこの地域特有の伝統文化が失われつつある。今後もこの地域の農業や景観を伝えて行くためにも、それらの根幹を成すこの地域特有の伝統文化を理解し、後世に伝えていくことが課題となっている。

一関市では、市総合計画の中で骨寺村荘園遺跡の価値を認識し、良好な景観の維持に取り組みながら保護と次世代への継承を目指すこととしている。また、平成19年3月には本寺地区における総合的な整備活用のマスタープランである骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画を策定し、貴重な遺跡や景観を保存し本寺固有の伝統文化を継承することを整備活用基本方針のひとつに位置づけている。

その計画の中で、当地区の景観を構成する要素のひとつでもある、イグネと呼ばれる屋敷林に囲まれた中に主屋と付属屋を配置した伝統的たたずまいをもつ空家についても積極的に活用していくこととしている。

今回、事業の認定を申請する事業は、当地区の文化的景観の構成要素のひとつである伝統的たたずまいをもつ農家（重要建物）を活用し、失われつつあるこの地区特有の伝統文化を学び、体験する施設とともに忘れられつつある年中行事等を開催する広場及びそれらに附帯する駐車場を整備するものである。

従って、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

当該事業は、環境影響評価法(平成9年6月法律第81号)の対象事業に該当していないが、起業者が任意で行なった調査によれば、保存すべき希少動植物の存在は確認されていない。また、埋蔵文化財についても特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。

従って、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、失われつつあるこの地区特有の伝統文化を学び、体験する施設とともに忘れられつつある年中行事等を開催する広場及びそれらに附帯する駐車場を整備するものである。

本件事業に係る起業地については、起業地の位置、支障物件の多寡、地域の土地利用及び環境への影響を考慮して選定した3つの候補地について比較検討が行われており、これらの条件を満たす最適な事業計画が策定されており、施設規模及び起業地の範囲については、必要最小限の範囲としていると判断される。

従って、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越すると認められる。従って、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

当該地区の民俗芸能等の継承者の減少は急速に進行しており、地域特有の農村文化や農村景観喪失の危機が生じていることから本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

従って、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地及び物件を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 一関市役所骨寺荘園室